

国家賠償法の求償における重過失要件について

○ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）（抄）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

① 古崎慶長著 「国家賠償法」¹

国又は公共団体は、国家賠償法 1 条 1 項によつて、当該公務員に代わつて被害者に賠償すると、同条 2 項により、当該公務員に故意又は重過失のあるときにだけ、内部的に求償権が生じる。

公務員自身個人責任を負わない結果、公務員が、国又は公共団体に対する職務に精励せしめることにならないことを顧慮し、政策上これを採用したと考えられる。

求償権を、故意・重過失に限つたのは、公務員の職務の円滑な運営に支障をきたすことを懸念したためである。このことは、参議院司法委員会での政府委員の「軽過失の場合でも一々公務員が国家に対して求償義務があるということでは、公務員が職務執行について臆病になって正当な職務の執行さえ充分に行えないことを恐れたわけである」との答弁によつて窺知できる。²乾教授は、民法 715 条の求償権は、軽過失の場合にも認められるのとは対比し、「公務員に限つて事務執行の停廃を惧れる点は賛成できない」とされるが、今日民法 715 条の求償を解釈上制限しようとする動きがあるわけであるから、民法 715 条との対比論を、ただちにここに持ち出す必要はない。

② 宇賀克也著 「国家補償法」³

国家賠償法 1 条 2 項に基づく求償は、国家賠償により被害者から国民全体へと分散された損害を公務員個人に集中する機能を有する。公務員への損害の集中は、公務員に対して一定の萎縮効果をもたらす。

にもかかわらず、求償制度は維持されるべきである。故意重過失がある場合にまで、損害分散機能を制裁・違法行為抑止機能に優先させる必要はないと思われるからである。また、この場合には、公務員は、被害者が提起する訴訟の矢面に直接立たされるわけではないから、報復感情や私怨から故意重過失ありとの主張がなされ、公務員が訴訟に巻き込まれるおそれはないからである。

わが国では、国家賠償法 1 条 2 項に基づく求償権の行使は、ほとんど行われていないと思われる。この求償権の行使に基づく訴訟についての判例も皆無の状況にある。

公務員に故意があることが明らかな場合には、懲戒免職がなされたり、刑事訴追が行われたりすることが少なくないと思われるので、当該公務員が賠償する資力に欠けることが多いであろうし、また、国又は公共団体が、公務員に過失がないとして争つた場合には、国又は公共団体が敗訴したのちになつて、公務員に故意重過失があると主張して求償することは困難となること、さらに同僚意識等が、求償権が活用されない理由となつていられると思われる。

¹ 古崎慶長著 「国家賠償法」（有斐閣）202～203 ページ参照

² 昭和 22 年 7 月 26 日参議院司法委員会

³ 宇賀克也著 「国家補償法」（有斐閣）88 ページより引用